令和　　年　　月　　日

　[専門家氏名]　　殿

公益財団法人　山形県企業振興公社

山形県事業承継・引継ぎ支援センター

山形県事業承継・引継ぎ支援センター　外部専門家支援依頼について

時下　ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

　平素は公益財団法人山形県企業振興公社及び山形県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、山形県事業承継・引継ぎ支援センターを「センター」といい、公益財団法人山形県企業振興公社と併せて「センター等」といいます）の活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、相談者より下記内容の外部専門家利用の申し込みがありましたので、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、別紙承諾書（親 書式6-2）及び見積書及び指導・助言等実施計画書（親 書式6-2-1）に必要事項をご記入の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １． | 依頼事項： | 経営者保証に関する金融機関との目線合わせ等専門家としての支援 |
| ２． | 相談者 |  |
|  | 会社名： |  |
|  | 代表者名： |  |
|  | 相談者名： |  |
|  | 住所： |  |
|  | 電話番号： |  |
| ３． | 相談内容： |  |
| ４． | 相談回数： | 別添　専門家派遣業務（経営者保証支援）実施要領参照 |
| ５． | 相談日時： | 派遣決定後、相談者及び金融機関と調整 |
| ６． | 相談場所： | 金融機関 |
| ７．  ８． | 確認事項：  誓約事項： | 1. 相談実施後には、遅滞なく派遣専門家実施報告書を提出すること。 2. 当事業に関連して知り得た秘密を業務実施期間中または業務実施期間終了後に拘らず他に漏らさないとともに、自己の利益のために利用しないこと。 3. 専門家の責に帰すべき事由に基づく相談・助言・支援により相談者に損害が発生し、または発生したと主張されたときには、専門家が一切の責任を負担し誠実に対応して、センター等に一切の迷惑をかけないこと。   反社会的勢力とかかわりが無い旨を裏面記載のとおり誓約すること。 |
| ９． | 謝金支払： | 1. 支払い条件　　別添専門家派遣業務（経営者保証支援）実施要領参照 2. 支払い金額　　同上 3. 指定口座情報　別添承諾書に記載願います。 |

誓約事項

専門家は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。なお、本誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、専門家が不利益を被ることとなっても、センター等に対して異議は一切申し立てません。また、センター等において本誓約事項に反していると合理的に判断した場合に、専門家の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 専門家として不適当な者
2. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（支援対象の事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
3. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
6. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

専門家として不適当な行為をする者

1. 暴力的な要求行為を行う者
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
4. 偽計又は威力を用いてセンターの業務を妨害する行為を行う者
5. その他前各号に準ずる行為を行う者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上